### 八代市農業再生協議会

用途	区分管理計画書	取組計画書	自家加工販売 計画書	原料米の仕入状況 等	団体間集荷 計画書	取組計画変更承認中請書	販売先変更 承認中請書	出荷契約等数量農業者別一覧表	団体間出荷契約数 量報告書	販売契約締結 結果報告書	生産集出荷数量一覧表	売渡実績報告書	受払状況等 報告書	適正流通に関する 誓約書 (兼用途限定米穀 の用途外使用承認 申請書)	適正流通に関する 誓約書 (とう精等の委託 契約分)
	3-1号	3-2号の1	3-4号	3-6号	3-7号	3-9号	3-10号	3-11号	3-12号	3-13号	3-14号	3-16号	3-17号	3-18号	3-19号
提出期限	6/17まで	6/17まで	6/17まで	6/17まで	6/17まで	変更時	変更時	7/10まで (JA要協議)	7/31まで	生産年の翌年の 2/15まで	12/20まで	半期ごと	半期ごと	認定申請書と同時 に提出	委託契約時
作成者	• 農業者	・全国生産出荷団 体 ・地域流通農業者	• 自家加工農業者	・加工米需要者団 体等	・全国生産出荷団 体 ・県生産出荷団体	全国生産出荷団体等 地域流通農業者	• 需要者団体等 • 仲介事業者	• 認定方針作成者 • 農業者団体	・全国生産出荷団 体又は県生産出荷 団体に出荷を行う 者	全国生産出荷団体 地域流通農業者	• 認定方針作成者 • 地域流通農業者	・認定方針作成者 ・地域流通農業者 ・買取販売事業者 ・仲介事業者 ・需要者団体	• 需要者 • 自家加工農業者	・需要者団体等 ・仲介事業者	・委託とう精事業 者等
作成単位	農業者ごと	取組計画ごと	取組計画ごと	取組計画ごと	取組計画ごと	取組計画ごと	取組主体ごと	取組主体ごと	取組主体ごと	取組主体ごと	取組主体ごと	作成者ごと	作成者ごと	取組計画ごと	取組計画ごと
作成部数	1部 (正) 1部 (副)	1部(正) 1部(副)	1部(正) 1部(副)	1部(正) 1部(副)	1部 (正) 1部 (副)	1部 (正) 1部 (副)	1部 (正) 1部 (副)	2部	2部	1部(正) 1部(副)	2部	1部 (正) 1部 (副)	1部(正) 1部(副)	1部(正) 1部(副)	1部(正) 1部(副)
提出先	各県拠点等 +地域協議会	各県拠点等 +地域協議会	各県拠点等 +地域協議会	各県拠点等 +地域協議会	各県拠点等 +地域協議会	各県拠点等 +地域協議会	各県拠点等 +地域協議会	地域協議会代表者 各県拠点等	地域協議会代表者 各県拠点等	各県拠点等 +地域協議会	地域協議会代表者 各県拠点等	各県拠点等 +地域協議会	各県拠点等 +地域協議会	各県拠点等 +地域協議会	各県拠点等 +地域協議会
備考		※下記「留意事項 1」を参照	・取組計画書に添 付 ・自家加工農業者 のみ	・取組計画書に添付・主食用米との置き換えに注意	・取組計画書に添 ・全国生産出荷団 体及び県生産出荷 団体のみ作成	<ul><li>真にやむを得ない場合に限る</li></ul>	<ul><li>真にやむを得ない場合に限る</li></ul>	・出荷契約は 6/30までに締結	全国生産出荷団体又は県生産出荷団体に出荷を行う者のみ	※下記「留意事項 2」を参照		・半期ごとに最終の 末日はでに見いません。 まで月から、1 の月末日が、1 の一年のでは、1 の一をは、1 の一をは、1 のをは 1 のをは 1 のをは 1 のをは 1 のをは 1 のをは 1 のをは 1 のを 1 のを 1 の	・半期ごとに最終 月でとまでに最報告 (4~9月で、1 0月末日まで、1 0~3月分を 末日まで)	・当事者は常生産に ・ 当事法に 明本 は 常生産 で ・ 前の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・当事者は需要に 応じた米の生産・ 販売に関する要領 別紙3「加工用米等 の不適正な流通に 対する措置等につ いて」を保管する こと。

# 【留意事項1】

- ・ 全国生産出荷団体の提出先は政策統括官
- ・次のア〜エのうちいずれか及び才を添付するア 販売契約書(写) イ 購入計画書(需要者作成) 買取販売事業習の場合

- ウ・販売承認申請書(写)・誓約書(写)・買取販売要領承認通知書(写)の全部 エ 自家加工販売計画書(3-4号) オ 加工用米需要者の施設形態、日産の製造能力規模及び設備の内容等、政策統括官又は地方農政局長等が特に必要と認める資料
- ・ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等の記入は必須事項。これにより、用途限定米穀の用途外使用承認申請書の提出は不要。

## 【留意事項2】

・ 自家加工は除く

## ※地域流通農業者の場合は以下のとおり

- 本的工用米販売契約書の写しを添付する。 ・但し、取組計画の認定申請時において加工用米販売契約書の写しを提出しており、販売契約数量に変更がない場合は、本報告書及び加工用米販売契約書の写しの提出は不要。 ・また、販売契約を行った需要者が単一であって、既に報告を行っている別紙様式第3-14号「加工用米生産集出荷数量一覧表」で当該需要者との変更後の契約締結数量が確認できる場合は当該報告を省略できる。